

令和6年1月29日

戸田市議会議長 竹内正明様

提出者 総務常任委員会
委員長 三浦芳一

戸田市「ありがとう」を伝え合おう条例の提出について

上記のことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第1号

戸田市「ありがとう」を伝え合おう条例

感謝を伝える言葉は、世界中にあり、日本では「ありがとう」が使われています。この感謝の言葉「ありがとう」を伝え合うことで、互いが幸せな気持ちになることができます。

そのため、「ありがとう」を伝え合うことを促進することで、「ありがとう」がまちじゅうにあふれば、みんなが元気で明るく心豊かになり、ひいては笑顔で幸せを実感できるまちになるとの思いを込めて、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、感謝の言葉「ありがとう」を伝え合うことで、みんなが元気で明るく心豊かになり、笑顔で幸せを実感できるまちになることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「みんな」とは、次に掲げる者をいいます。

- (1) 戸田市に暮らす者
- (2) 戸田市に通勤し、又は通学する者
- (3) 戸田市で事業を営む者
- (4) 戸田市で奉仕活動その他の社会貢献活動を行う者

(基本的な考え方)

第3条 この条例は、みんなに「ありがとう」を伝え合うことを強く求めるものではなく、第1条の目的を達成するため、「ありがとう」を伝え合う意識を醸成するためのものです。

(みんなの役割)

第4条 みんなは、「ありがとう」を伝え合うことに努めます。

(市の責務)

第5条 市は、みんなが「ありがとう」を伝え合えるよう、啓発活動を行います。

(検証等)

第6条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の効果などについて検証し、見直しを行うよう努めるものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。